

## 高知県食品衛生法施行細則の一部改正理由

文言の整理以外の改正理由等は、次のとおりです。

生食用食肉の取扱いについては、

- ・規格基準（平成 23 年 9 月厚生労働省告示第 321 号）で規定されている。
- ・施設基準（高知県食品衛生法施行条例（平成 12 年高知県条例第 10 号））で規定して

いる。（H24. 7. 13 改正）

・生食用食肉取扱施設への指導事項等については、高知県生食用食肉の加工等に関する取扱指導要領で定めている。（H24. 4. 9 施行）

生食用食肉を取り扱う業者を把握するため、規則別記様式を改正し、営業許可申請及び営業許可変更申請の際に生食用食肉の取扱いの有無を記載させ、営業許可証に反映させる。